

## 【介護複合施設まとい利用料金】

※端数処理のため若干の誤差が生じる場合があります。

(1) ユニット型介護老人福祉施設（1カ月あたりについては30日の月の概算）

### ●自己負担が1割

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
要介護度単位	646	714	787	857	925
加算	看護体制加算Ⅰイ ※1	12			
	看護体制加算Ⅱイ ※2	23			
	個別機能訓練加算 ※3	12			
	日常生活継続支援加算Ⅱ ※4	46			
①1日あたりの単位数（③を除く）	739	807	880	950	1018
②1月あたりの単位数（①×30日）	22,170	24,210	26,400	28,500	30,540
③介護職員処遇改善加算Ⅰ（②×8.3%） ※5	1,840	2,009	2,191	2,365	2,534
④介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ（②×2.7%） ※6	598	653	712	769	824
⑤1月あたりの単位数合計（②+③+④）	24,608	26,872	29,303	31,634	33,898
⑥1月あたりの総額（⑤×10円）	246,080円	268,720円	293,030円	316,340円	338,980円
⑦1月あたりで介護保険から給付される金額（⑥の9割）	221,472円	241,848円	263,727円	284,706円	305,082円
⑧1月あたりの自己負担額（⑥-⑦）	24,608円	26,872円	29,303円	31,634円	33,898円
⑨1月あたりの食費（第4段階） ※7	41,760円（1,392円/日）×30日				
⑩1月あたりの居住費（第4段階） ※8	60,180円（2,006円/日）×30日				
<b>1月あたりの費用の合計（⑧+⑨+⑩）</b>	<b>126,548円</b>	<b>128,812円</b>	<b>131,243円</b>	<b>133,574円</b>	<b>135,838円</b>

※1 常勤の看護師を1名以上配置し、また看護職員を手厚く配置していること等による加算

※2 基準を上回る看護職員を配置し、施設から医療機関への24時間連絡体制が確保されていることによる加算

※3 常勤で専従の機能訓練指導員を1名以上配置し、看護・介護職員等と共同して個別の個別訓練計画を作成・実施していることによる加算

※4 ・定日の属する月の前6か月間又は前12月間における新規入所者の総数のうち、要介護状態区分が4又は5の者の占める割合が70%以上であること。  
・介護福祉士の数が、常勤換算方法で、入所者の数が6又はその端数を増すごとに1以上であること。

※5 所定単位数（基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数）の8.3%を加算

※6 介護人材確保のための取組を一層進めるための国による介護職員等の処遇改善  
所定単位数（基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数）の2.7%を加算

※7 食費は外出等で欠食される場合でも、1日単位で計算されます

※8 外泊や入院をされた場合、「介護保険負担限度額認定証」をお持ちの方であっても、上記居住費（2,006円）をお支払いいただきます。

※ 当施設利用料概算は上記の通りですが、下記に該当する場合は、その金額が加算されます

初期加算	30 円/日	入所した日から30日間。また30日間を超える入院後の再入所の際にも30日間加算。
外泊時費用加算	246 円/日	入所者が病院等へ入院または居宅に外泊した場合、翌日から6日間（月をまたいだ場合は最長12日間）について加算。ただし、他の介護サービス費用は負担なし。
療養食加算	6 円/回	医師の発行する食事せんに基づき入所者の年齢、心身の状況によって適切な内容の療養食を提供した場合。（1日3食を限度で、1食を1回勘定）
排せつ支援加算	100 円/日	排せつ障害等のため、排せつに介護を要する利用者に対し、多職種が共同して支援計画を作成し、その計画に基づき支援していること

(2) 居住費・食費と段階別自己負担上限額（1日あたり）

利用者負担段階	所得区分		居住費	食費
第1段階	生活保護受給者		820円	300円
	住民税	老齢福祉年金受給者		
第2段階	非課税	合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下	820円	390円
第3段階	世帯	合計所得金額と課税年金収入額の合計が266万円未満等	1,310円	650円
第4段階	上記以外の方		2,006円	1,392円

※ 住民税非課税世帯の方については上記のとおり軽減が受けられますが、  
**配偶者が住民税課税者である場合や、預貯金額が一定の基準を超える場合は対象外になります。**

(3) 介護保険給付外サービス利用料金

		利用者負担金	備 考
日常生活等に要する費用	理髪・美容	実費	理美容師の出張による理美容サービス 事業者：カットM ハッピー号 ハートケア
	特別な食事	実費	提供する食事以外にご希望がある場合
	入院外泊中の居住費	2,006円	入院・外泊期間中に、居室が当該利用者用に確保されている場合に、1日当たり左記負担あり。ただし、「居室使用に係る同意確認書」提出者は負担なし。
	インフルエンザ等の予防接種料金等	実費	インフルエンザの予防接種費用（同意者のみ）
	オムツ代(入院時)	実費	入所中に提供するものは無料
	エンゼルケア	10,000円（税別）	永眠時の処置代（希望時）
	家族宿泊室利用料	一泊につき、1,000円（税抜）	
	サービス提供記録の複写物の交付	1枚 白黒10円 カラー30円	
	日用品・嗜好品・口腔ケア用品	実費	ご利用者の希望により特別に行う場合
	本人専用器具	実費	ご利用者の希望により特別に行う場合
	利用者の希望や必要に応じて提供するその他の費用	実費	医療費、衛生材料代、本人希望による洗濯代等

(注1) 介護給付費体系の変更があった場合、変更された額に合わせてご利用者の負担額を変更します。

(注2) 日常生活等に要する費用について、経済情勢の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、  
 相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容をご説明します。

## 【介護複合施設まとい利用料金】

※端数処理のため若干の誤差が生じる場合があります。

(1) ユニット型介護老人福祉施設（1カ月あたりについては30日の月の概算）

### ●自己負担が2割

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
要介護度単位	646	714	787	857	925
加算	看護体制加算Ⅰイ ※1	12			
	看護体制加算Ⅱイ ※2	23			
	個別機能訓練加算 ※3	12			
	日常生活継続支援加算Ⅱ ※4	46			
①1日あたりの単位数（③を除く）	739	807	880	950	1018
②1月あたりの単位数（①×30日）	22,170	24,210	26,400	28,500	30,540
③介護職員処遇改善加算Ⅰ（②×8.3%） ※5	1,840	2,009	2,191	2,365	2,534
④介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ（②×2.7%） ※6	598	653	712	769	824
⑤1月あたりの単位数合計（②+③+④）	24,608	26,872	29,303	31,634	33,898
⑥1月あたりの総額（④×10円）	246,080円	268,720円	293,030円	316,340円	338,980円
⑦1月あたりで介護保険から給付される金額（⑥の8割）	196,864円	214,976円	234,424円	253,072円	271,184円
⑧1月あたりの自己負担額（⑥-⑦）	49,216円	53,744円	58,606円	63,268円	67,796円
⑨1月あたりの食費（第4段階） ※7	41,760円（1,392円/日）×30日				
⑩1月あたりの居住費（第4段階） ※8	60,180円（2,006円/日）×30日				
<b>1月あたりの費用の合計（⑧+⑨+⑩）</b>	<b>151,156円</b>	<b>155,684円</b>	<b>160,546円</b>	<b>165,208円</b>	<b>169,736円</b>

- ※1 常勤の看護師を1名以上配置し、また看護職員を手厚く配置していること等による加算
- ※2 基準を上回る看護職員を配置し、施設から医療機関への24時間連絡体制が確保されていることによる加算
- ※3 常勤で専従の機能訓練指導員を1名以上配置し、看護・介護職員等と共同して個別の個別訓練計画を作成・実施していることによる加算
- ※4 ・定日の属する月の前6か月間又は前12月間における新規入所者の総数のうち、要介護状態区分が4又は5の者の占める割合が70%以上であること。  
・介護福祉士の数が、常勤換算方法で、入所者の数が6又はその端数を増すごとに1以上であること。
- ※5 所定単位数（基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数）の8.3%を加算
- ※6 介護人材確保のための取組を一層進めるための国による介護職員等の処遇改善  
所定単位数（基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数）の2.7%を加算
- ※7 食費は外出等で欠食される場合でも、1日単位で計算されます
- ※8 外泊や入院をされた場合、「介護保険負担限度額認定証」をお持ちの方であっても、上記居住費（2,006円）をお支払いいただきます。

※ 当施設利用料概算は上記の通りですが、下記に該当する場合は、その金額が加算されます

初期加算	60 円/日	入所した日から30日間。また30日間を超える入院後の再入所の際にも30日間加算。
外泊時費用加算	492 円/日	入所者が病院等へ入院または居宅に外泊した場合、翌日から6日間（月をまたいだ場合は最長12日間）について加算。ただし、他の介護サービス費用は負担なし。
療養食加算	12 円/回	医師の発行する食事せんに基づき入所者の年齢、心身の状況によって適切な内容の療養食を提供した場合。（1日3食を限度で、1食を1回勘定）
排せつ支援加算	200 円/日	排せつ障害等のため、排せつに介護を要する利用者に対し、多職種が共同して支援計画を作成し、その計画に基づき支援していること

(2) 介護保険給付外サービス利用料金

		利用者負担金	備 考
日常生活等に要する費用	理髪・美容	実費	理美容師の出張による理美容サービス 事業者：カットM ハッピー号 ハートケア
	特別な食事	実費	提供する食事以外にご希望がある場合
	入院外泊中の居住費	2,006円	入院・外泊期間中に、居室が当該利用者用に確保されている場合に、1日当たり左記負担あり。ただし、「居室使用に係る同意確認書」提出者は負担なし。
	インフルエンザ等の予防接種料金等	実費	インフルエンザの予防接種費用（同意者のみ）
	オムツ代(入院時)	実費	入所中に提供するものは無料
	エンゼルケア	10,000円（税別）	永眠時の処置代（希望時）
	家族宿泊室利用料	一泊につき、1,000円（税抜）	
	サービス提供記録の複写物の交付	1枚 白黒10円 カラー30円	
	日用品・嗜好品・口腔ケア用品	実費	ご利用者の希望により特別に行う場合
	本人専用器具	実費	ご利用者の希望により特別に行う場合
	利用者の希望や必要に応じて提供するその他の費用	実費	医療費、衛生材料代、本人希望による洗濯代等

(注1) 介護給付費体系の変更があった場合、変更された額に合わせてご利用者の負担額を変更します。

(注2) 日常生活等に要する費用について、経済情勢の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容をご説明します。

## 【介護複合施設まとい利用料金】

※端数処理のため若干の誤差が生じる場合があります。

(1) ユニット型介護老人福祉施設（1カ月あたりについては30日の月の概算）

### ●自己負担が3割

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
要介護度単位	646	714	787	857	925
加算	看護体制加算Ⅰイ ※1	12			
	看護体制加算Ⅱイ ※2	23			
	個別機能訓練加算 ※3	12			
	日常生活継続支援加算Ⅱ ※4	46			
①1日あたりの単位数（③を除く）	739	807	880	950	1018
②1月あたりの単位数（①×30日）	22,170	24,210	26,400	28,500	30,540
③介護職員処遇改善加算Ⅰ（②×8.3%） ※5	1,840	2,009	2,191	2,365	2,534
④介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ（②×2.7%） ※6	598	653	712	769	824
⑤1月あたりの単位数合計（②+③+④）	24,608	26,872	29,303	31,634	33,898
⑥1月あたりの総額（④×10円）	246,080円	268,720円	293,030円	316,340円	338,980円
⑦1月あたりで介護保険から給付される金額（⑥の7割）	172,256円	188,104円	205,121円	221,438円	237,286円
⑧1月あたりの自己負担額（⑥-⑦）	73,824円	80,616円	87,909円	94,902円	101,694円
⑨1月あたりの食費（第4段階） ※7	41,760円（1,392円/日）×30日				
⑩1月あたりの居住費（第4段階） ※8	60,180円（2,006円/日）×30日				
<b>1月あたりの費用の合計（⑧+⑨+⑩）</b>	<b>175,764円</b>	<b>182,556円</b>	<b>189,849円</b>	<b>196,842円</b>	<b>203,634円</b>

- ※1 常勤の看護師を1名以上配置し、また看護職員を手厚く配置していること等による加算
- ※2 基準を上回る看護職員を配置し、施設から医療機関への24時間連絡体制が確保されていることによる加算
- ※3 常勤で専従の機能訓練指導員を1名以上配置し、看護・介護職員等と共同して個別の個別訓練計画を作成・実施していることによる加算
- ※4 定日の属する月の前6か月間又は前12月間における新規入所者の総数のうち、要介護状態区分が4又は5の者の占める割合が70%以上であること。  
介護福祉士の数が、常勤換算方法で、入所者の数が6又はその端数を増すごとに1以上であること。
- ※5 所定単位数（基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数）の8.3%を加算
- ※6 介護人材確保のための取組を一層進めるための国による介護職員等の処遇改善  
所定単位数（基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数）の2.7%を加算
- ※7 食費は外出等で欠食される場合でも、1日単位で計算されます
- ※8 外泊や入院をされた場合、「介護保険負担限度額認定証」をお持ちの方であっても、上記居住費（2,006円）をお支払いいただきます。

※ 当施設利用料概算は上記の通りですが、下記に該当する場合は、その金額が加算されます

初期加算	90 円/日	入所した日から30日間。また30日間を超える入院後の再入所の際にも30日間加算。
外泊時費用加算	738 円/日	入所者が病院等へ入院または居宅に外泊した場合、翌日から6日間（月をまたいだ場合は最長12日間）について加算。ただし、他の介護サービス費用は負担なし。
療養食加算	18 円/回	医師の発行する食事せんに基づき入所者の年齢、心身の状況によって適切な内容の療養食を提供した場合。（1日3食を限度で、1食を1回勘定）
排せつ支援加算	300 円/日	排せつ障害等のため、排せつに介護を要する利用者に対し、多職種が共同して支援計画を作成し、その計画に基づき支援していること

(2) 介護保険給付外サービス利用料金

		利用者負担金	備 考
日常生活等に要する費用	理髪・美容	実費	理美容師の出張による理美容サービス 事業者：カットM ハッピー号 ハートケア
	特別な食事	実費	提供する食事以外にご希望がある場合
	入院外泊中の居住費	2,006円	入院・外泊期間中に、居室が当該利用者用に確保されている場合に、1日当たり左記負担あり。ただし、「居室使用に係る同意確認書」提出者は負担なし。
	インフルエンザ等の予防接種料金等	実費	インフルエンザの予防接種費用（同意者のみ）
	オムツ代(入院時)	実費	入所中に提供するものは無料
	エンゼルケア	10,000円（税別）	永眠時の処置代（希望時）
	家族宿泊室利用料	一泊につき、1,000円（税抜）	
	サービス提供記録の複写物の交付	1枚 白黒10円 カラー-30円	
	日用品・嗜好品・口腔ケア用品	実費	ご利用者の希望により特別に行う場合
	本人専用器具	実費	ご利用者の希望により特別に行う場合
	利用者の希望や必要に応じて提供するその他の費用	実費	医療費、衛生材料代、本人希望による洗濯代等

(注1) 介護給付費体系の変更があった場合、変更された額に合わせてご利用者の負担額を変更します。

(注2) 日常生活等に要する費用について、経済情勢の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容をご説明します。